

意見書案第7号

差別を煽動するヘイトスピーチを禁止する法律の制定を求める意見書

近年、一部の国や民族あるいは特定の国籍の外国人を排斥する差別的言動（ヘイトスピーチ）が全国各地で発生し社会的関心を集めている。

昨年、国際連合自由権規約人権委員会は、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人権差別撤廃条約）上の人権差別に該当する差別的言動の広がり懸念を示し、締結国である日本に対してこのような差別的言動に対処する措置を採るべきとの勧告をした。

さらに、国際連合人権差別撤廃委員会も日本に対し、法による規制を行うなどのヘイトスピーチへの適切な対処に取り組むことを強く求める勧告を行っている。

最近では、京都地方裁判所及び大阪高等裁判所において行われた、特定の民族・国籍の外国人に対する発言に関係する事件について違法性を認めた判決を最高裁判所が認める決定を下している。

ヘイトスピーチについては、社会の平穏を乱し、人間の尊厳を侵す行為として、それを規制する法整備がなされている国もある。2020年には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されるが、ヘイトスピーチを放置することは国際社会における我が国への信頼を失うことにもなりかねない。

よって、国及び政府においては、ヘイトスピーチは重大な犯罪行為であるとの認識のもと、差別を煽動するヘイトスピーチを禁止する法律を制定するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月18日

内閣総理大臣
法務大臣
衆議院議長
参議院議長 あて

長浜市議会議長